

令和6年4月25日

令和6年4月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年4月25日（木）午後1時30分から午後3時
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （13人）

会長	1番	田幡	裕
委員	2番	久米	基敬
	3番	岩本	達也
	4番	阿部	義明
	6番	山口	裕美
	7番	上田	敏雄
	8番	藤井	利夫
	9番	綱木	厚夫
	10番	栗内	千恵美
	11番	廣瀬	茂晴
	12番	上田	武志
	13番	近久	光雄
	14番	大西	佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第13号 非農地証明願について
- 報告第9号 農地使用貸借の解約通知について
- 報告第10号 農用地利用集積計画の合意解約について

第3 地域計画目標地図素案について

局長 ただいまより令和6年4月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日、5番吉浦委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。
出席委員は、13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。
まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。
石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。
議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は7番上田敏雄委員、8番藤井会長職務代理にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。
議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については9件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号51から59については、農地法第3条第2項各号に該当せず許可要件を満たしていると考えます。
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、受付番号51について、藍畑字西覚円の担当であります9番綱木委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

9番 議案第11号、受付番号51について、説明いたします。
4月16日に廣瀬委員と私の2名で申請地に出向き、農地法第3条の規定による許可申請の件で代理人である行政書士に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いま

した。

申請地は、西覚円〇〇〇番〇と〇〇〇番〇で、登記が畑、現況が畑で面積は、1, 257㎡と383㎡です。

譲渡人は町外に居住し、会社勤めのため耕作が困難であったことから、隣接農地を耕作する譲受人に耕作を依頼しておりました。

そこで、所有権の移転について、譲渡人と譲受人で協議した結果、〇〇〇番〇は有償移転、〇〇〇番〇は無償移転になったとのことです。

申請地は、所有権移転後も今までと同様に耕作し、農薬の使用方法等の違いによる、周囲の農地への問題は起こらないと考えられます。

農機具は、トラクター、トラック等をそろえ、様々な作物を栽培しております。

よって、許可に問題はないと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号51について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号51は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号52、53、54は、譲受人及び申請地区が同一で、一括して申請された案件であります。浦庄字国実の担当であります4番阿部委員に、まとめて現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4 番 議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号52、53、54については、譲受人が同一で国実地区における一連の案件の同時申請でありますので、一括して説明いたします。

4月16日に岩本委員と吉浦委員、私の3名で、申請地に出向き、3件の申請の譲受人〇〇〇〇氏の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、受付番号52が浦庄字国実〇〇〇番〇、登記地目、現況地目とも田、1, 080㎡、譲渡人〇〇〇〇氏、受付番号53が浦庄字国実〇〇〇番〇、登記地

目、現況地目とも田、985㎡、譲渡人〇〇〇〇氏、受付番号54が浦庄字国実〇〇番〇、登記地目、現況地目とも畑、250㎡、譲渡人〇〇〇〇氏です。

3件とも譲渡人が今後、申請地を耕作することが困難であったところ、農業経営の規模拡大を望む譲受人が引き受けることになり、無償での権利移転にいたったとのことです。

所有権移転後は国実〇〇〇番〇と〇〇〇番〇の田で水稻、国実〇〇〇番〇の畑で野菜の栽培を行うとのことです。

これに必要な大型農機具は、トラクター、田植機、乾燥機を各〇台所有し、コンバインはリースとのことです。

譲受人の現在の住所は町外ですが、前住所は町内であり、石井町内で、田、〇〇〇〇㎡と畑、〇〇〇㎡を耕作しております。現在の住居地から耕作地までは14分です。

以上のことから許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号52、53、54について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号52、53、54は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号55について、高川原字南島の担当であります12番上田武志委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

12番 議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号55について説明いたします。

4月17日に近久委員と大西委員、私の3名で、申請地に出向き、委任を受けた行政書士の立ち会いの下、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、高川原字南島〇〇〇番〇、地目が畑、439㎡と〇〇〇番〇、地目が畑、6.61㎡で譲渡人は〇〇〇〇氏、譲受人は〇〇〇〇氏です。

譲渡人が町外に居住し耕作することが困難であったところ、申請地に隣接して

居住地を構える譲受人が野菜栽培のため有償での権利移転を承諾し、本申請にいたったとのことです。

所有権移転後は、申請地で夏はトマトとナス、冬は大根と白菜を栽培することです。

これに必要な大型農機具は、トラクターを1台所有しております。

農作業には夫婦とも年間330日従事することです。

よって、許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

議長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号55について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号55は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号56について、藍畑字西覚円の担当であります9番綱木委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

9番 議案第11号、受付番号56について説明いたします。

4月16日に廣瀬委員と私の2名で申請地に出向き、農地法第3条の規定による許可申請について、譲受人〇〇〇〇氏に会い、聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は藍畑字西覚円〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇で、登記地目が畑、現況地目が畑で、面積は911㎡、775㎡、313㎡です。

譲渡人は会社員で、親が昨年亡くなったことから耕作が困難な状態になっておりました。

譲受人は譲渡人の近所の方で、以前から譲渡人の畑を耕作しており、今回、譲渡人に頼まれて申請にいたったとのことです。現在は、ハウレン草を栽培しているとのことです。

申請地の3筆は、どれもそれほど離れてはならず、自宅から1.5km程度の距離です。

農機具は、トラクターと軽トラックを所有し、農業従事年数は20年ほどです。
よって、許可に問題はないと思われまますので、審議のほどよろしく申し上げます。

す。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号56について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号56は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号57について、高原字西高原の担当であります8番藤井会長職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号57について説明いたします。

4月23日に田幡会長、山口委員、上田敏雄委員、私及び太田事務局長と片岡主幹で、申請地に出向き、委任を受けた行政書士の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、高原字西高原〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が畑、1,371㎡と西高原〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が田、644㎡の2筆で、譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏です。

申請地の内、西高原〇〇〇番〇の一部について、耕うんされているものの畑土の中に石が混じっておりました。

そこで、会長及び事務局とともに現地を確認した結果、申請地に記載する野菜栽培が可能と判断いたしました。

なお、〇〇〇番〇では水稻を栽培します。

譲渡人は地区外に居住しており、高齢のため申請地まで出向いて耕作することが困難となったため、申請地の隣接地に居住する譲受人に有償での権利移転を申し出た結果、本申請にいたったとのことでした。

耕作に必要な農機具は、トラクター〇台のほか、草刈り機と散布機を所有しております。田植え機とコンバインは必要な時期に親類等に借りるとのことです。

農作業には本人が年間150日従事するとのことでした。

よって、本申請の許可において大きな問題はないと考えますので、審議のほどよろ

しくお願いします。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号57について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号57は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号58について、高川原字天神の担当であります12番上田
武志委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

12番 議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号58について説明
いたします。

申請地は、高川原字天神〇〇〇番〇、登記地目、現況地目とも畑、462㎡、
譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏です。

4月23日に田幡会長、近久委員、大西委員、私及び太田事務局長と片岡主幹
で、申請地に出向き、代理人の行政書士の立ち会いの下、現地確認および聞き取り
による調査を行いました。

譲渡人は、県外に居住し耕作することが困難であったところ、〇〇市に居住する
譲受人が野菜栽培のため有償での権利移転を承諾し、本申請にいたったとのことで
す。

申請地は、宅地に隣接し、畑として利用されておりましたが、譲渡人が県外に居住
していることもあり、長期間耕作されておりませんでした。

そこで、現状が耕作可能な状態か、会長及び事務局とともに確認を行いました。

申請地は耕うんされており、そ菜は栽培可能であります。

耕作においては、必要な耕耘機、草刈り機を勤務先からリースします。

このことについては、農機具使用承諾書及び勤め先の法人登記事項証明で確認でき
ます。

住所地からの申請地までの移動時間は約10分ですが、隣接する宅地に住居をかま
える計画もあるとのことです。

農作業には本人が年間150日従事するほか、臨時作業員2名を雇用予定とのこと

です。

よって、本申請の許可は認めても良いのではないかと考えますので、審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号58について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号58は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号59について、高川原字高川原の担当であります13番近
久委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

13番 議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号59について説
明いたします。

4月17日に上田武志委員、大西委員と私の3名で、申請地に出向き、代理人で
ある行政書士から説明を受け、現地確認を行いました。

申請地は、高川原字高川原〇〇〇番〇、現況地目が畑、591㎡、字高川原〇〇
〇番〇、現況地目が畑、1,069㎡、字高川原〇〇〇番〇、現況地目が畑、59
1㎡の3筆です。

譲渡人〇〇〇〇氏は、県外に居住しております。譲受人〇〇〇〇氏は、現在は町
外に居住しておりますが、隣接宅地にトラクターを置き耕作しております。

なお、この隣接地も売買するとのことです。

譲受人は後継者を育成中で、将来的には自身から耕作を継承させたいと希望して
おります。

なお、〇〇〇番〇は、公図と一部の形状が異なっておりますが、国土調査の際に
きちんと処理することで、隣接地の所有者と話ができていたとのことです。

また、ご近所の方も耕作を継続する事に同意されておりました。

よって、本申請の許可は、やむをえないと考えますので、審議のほどよろしくお
願いします。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号59について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号59は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については2件申請がありました。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号60及び61については、以上です。

議 長 それでは、受付番号60について、高川原字天神の担当であります12番上田武志委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

12番 議案第12号、受付番号60について、説明いたします。

4月17日に、近久委員と大西委員、私の3名で農地法第5条の規定による許可申請の件で委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は高川原字天神〇〇〇番〇、登記及び現況が畑、99㎡、譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏です。

譲受人の住宅地の西側には町道が通っているものの、道幅が非常に狭く、自動車が通りかねている状態であったことから、住宅地の東側を進入路とすることになりました。

しかし、このことに伴い新たに駐車場を確保とする必要があったため、譲渡人から農地を譲り受け、転用申請を行うことになったとのことです。

申請地は、擁壁を設置して造成し、碎石を敷きます。

雨水は地下浸透であり、周囲への影響はないと見込まれます。

よって、本申請については許可やむを得ないと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号60の申請地は、令和5年7月に農用地区域から除外され、周囲を宅地で囲われた第2種農地です。

概要につきましては、ただいま上田武志委員が説明されたとおりです。

転用目的は自家用車の駐車場です。

譲受人は住宅地の東側から進入しておりましたが、道路幅員が2mほどしかないため、別に進入路を確保する必要があり、隣接宅地の一部を購入して進入路としました。

しかし、住宅の東側には物置や庭木があるため、新たに自家用車の駐車場も確保する必要があったため、本申請にいたったとのことでした。

既存住宅地は913.39㎡で、申請地の99㎡と合わせると1,012.39㎡となり、農家住宅の基準である、おおむね1,000㎡となります。

申請地の西側が申請の住宅地であるほか、周囲は宅地です。

造成においては、進入路の高さに合わせて新設コンクリート擁壁を設置し、現況地盤を整地した上に10cmの再生クラッシャーを敷きます。雨水は地下浸透です。

土砂の流出等のおそれはないと思われまます。

申請地の区域に土地改良区等が無いいため申述書が添付されております。

本申請において十分な資金があることが、預金残高証明書で確認できます。

周囲への被害が生じた場合は、申請者が対応することが許可申請書に明記されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむを得ないものと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)

議長 それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号60について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号60は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号61について、浦庄字諏訪の担当であります3番岩本委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

3 番 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、4月16日に吉浦委員、阿部委員と私で、本申請の受任者に会い、聞き取り及び現地調査を行いました。

申請地は浦庄字諏訪〇〇〇番〇、登記が田、現況が田で389㎡と、隣接する〇〇〇番〇、登記が田、現況が田で104㎡の合計493㎡です。

所有権移転及び駐車場としての転用申請です。

譲受人の同居家族が経営する会社の駐車場として使用するほか、現在の荷下ろし場が手狭であることから、大型車両の回転場としても使用します。

譲受人と事業会社は、許可後に使用貸借契約を行うとのことであり、契約書案の写しが申請に添付されております。

申請地は境界の内側に沿って新設擁壁で囲い、進入口が接する町道の高さにあわせて良質土で盛り土します。

雨水は地下浸透です。

また、〇〇〇番〇と〇〇〇番〇の間には、7mにわたり麻名用水土地改良区の水路がありますので、出入り橋を設置し、上部はグレーチングで施工します。

このことについては、契約書の写しで確認できます。

転用により近隣農地に影響はないが、被害等が生じた場合は転用者の責任において対処するとのことです。

申請に必要な書類も添付されており、許可相当と考えられます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号61の申請地は、令和6年1月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま岩本委員が説明されたとおりです。

転用目的は、譲受人の子が代表取締役である会社の事業用駐車場です。

譲受人と会社は、許可後に使用貸借契約を締結する予定です。

会社は、申請地の北側に工場、資材置場、駐車場用地を所有しておりますが、事

業量が増え、荷下ろしと大型車両が回転する土地が不足するため、転用申請にいたったとのことでした。

申請地の東側は町道、西側は住宅地、南側は田です。北側は町道で、これを挟んで事業用地があることから大型車両の進入に問題はないと思われま

申請地は、新設擁壁を設置し、町道の高さに合わせて造成します。雨水は地下浸透です。

土砂の流出等のおそれはないと思われま

諏訪〇〇〇番〇と諏訪〇〇〇番〇の間には麻名用水土地改良区の水路があるため、出入橋を設置します。土地改良区施設他目的使用契約書の写しが添付されております。

また、農地転用に関する意見書も添付されております。

本申請において十分な資金があることが、預金残高証明書で確認できます。

周囲への被害が生じた場合は、申請者が対応することが許可申請書に明記されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむを得ないものと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

議長 それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号61について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号61は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に議案第13号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については2件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号62及び63については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは受付番号62について、高川原字市楽の担当であります14番大西委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 議案第13号、非農地証明願、受付番号62について説明いたします。

4月17日に上田武志委員、近久委員と私の3名で申請地に出向き、申請者と会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は高川原字市楽〇〇〇番〇で、登記地目は田です。県道と宅地に挟まれた細長い土地です。

昭和57年に住宅を新築したころには、ブロック塀と庭木が存在していたようですが、当時は申請者が子どもであったため、はっきりとは覚えていないとのことです。

現況から農地に復元するのは難しいと思われま。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

非農地証明願の交付はやむを得ないと考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号62の申請地は、昭和46年5月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま大西委員が説明されたとおりです。

申請地は、県道〇〇線と宅地にはさまれた耕作に不適な長狭地で、昭和57年に住宅を建設したころには、住宅の敷地として利用していたとのことです。

少なくとも20年以上前から非農地状態であったことは、平成3年3月13日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

申請地は、現在も住宅の敷地となっており、ブロック塀や庭木があることから農地への復元は著しく困難です。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

よって非農地証明の交付に問題はないと考えられます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問、意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。
受付番号62について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号62は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 続きまして、受付番号63について、浦庄字上浦の担当であります4番阿部委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4 番 議案第13号、非農地証明願、受付番号63は、所在が浦庄字上浦〇〇〇番〇、登記地目は畑、現況は宅地となっております。面積は120㎡で申請者は〇〇〇〇氏です。

非農地とした理由は、昭和44年以前から住宅敷地としていたためです。

申請地は、元々は宅地で、地目を畑に変えて自家消費野菜栽培を行っていたものの、再度、住宅敷地にしたとのことことです。

なお、申請者は以前、申請地に居住していたとのことことです。

よって、非農地証明書の交付は、やむをえないと考えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号63の申請地は、昭和46年5月以前に宅地でありました。
農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の土地でないことの証明書が添付されております。

農地の種別は第2種農地です。

概要につきましては、ただいま阿部委員が説明されたとおりです。

申請地は、昭和44年以前より宅地として利用されており、昭和44年5月1日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

申請地は、現在も建物の敷地となっており、農地への復元は著しく困難です。

麻名用水土地改良区内の農地でないことを確認し、申述書が添付されております。

よって非農地証明の交付に問題はないと考えられます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問、意見なし)

議 長 それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。
受付番号63について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号63は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。
報告第9号、農地使用貸借の解約通知については、1件受理しました。
報告第10号、農用地利用集積計画の合意解約について、3件受理しました。
報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で、通達事項の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
なお、石井町長より農業委員会に対して、地域計画目標地図素案の提出依頼がありました。
事務局が素案の(案)を作成しましたので説明願います。

事務局 地域計画目標地図素案(案)をご覧ください。
(資料に基づいて説明)

議 長 ただいま事務局から説明がありました地域計画目標地図素案(案)にご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

議 長 地域計画目標地図素案は、原案のとおり決定してよろしいか。
(異議なしの声あり)

議 長 それでは、地域計画目標地図素案を原案のとおり決定しましたので、石井町長に進達いたします。

議 長 只今をもちまして、令和6年4月石井町農業委員会総会は、閉会いたしたいと思います。慎重審議ありがとうございました。